

VOL. 9



小峰城石垣再生への歩み

本格的な再生へ、石垣の積み直しを開始

文化財課（歴史民俗資料館） ☎2310



東日本大震災で石垣が崩落し、現在、修復に向けた作業を進めている、本市のシンボル小峰城。1月18日からは、本格的な再生への第一歩となる石垣の積み直しが始まりました。今月号では、積み直しに向けた取り組みやその様子をお知らせします。

本丸南面石垣の積み直しですが、1月18日から行われています。これまでの積み直しの準備工事では、崩落の危険性がある石垣の解体や、昭和時代に施工された練積み部分のコンクリート除去などを行ってきました。

また、石工職人による石材調査では、再利用可能なかどうかの判断を行いながら、石垣を震災前の姿に戻す検討を繰り返して行ってきました。その結果、最初に積み直しが行われる根石部分の石材は、大きく破断しているものが多いため、大半を新しい石材に交換する必要があります。

これまで地中に埋まっていた江戸時代の石垣の上に、真新しい石材が積み上げられる様子は、まさに石垣再生への第一歩です。



▲積み直し作業の様子

〈一般公開〉  
修復工事の様子を、毎月第3日曜日（午前10時～午後1時）に一般公開しています。石垣が積み直されていく様子をぜひご覧ください。



届け出を忘れずに

国民健康保険証を正しく使いましょう

国民健康保険に加入されている方は、ほかの健康保険への加入や、住所を異動した場合など、変更が生じたときは届け出が必要です。今月号では、国民健康保険の届け出や注意事項などについてお知らせします。

国民健康保険の仕組み

医療費（10割）のうち、国民健康保険に加入している方が病院等の窓口で支払うのは、負担割合（3割など）に応じた医療費の一部です。残りの費用（7割など）は市が病院等へ支払っています。

国民健康保険を脱退し、ほかの健康保険に加入する際は、ご注意ください

社会保険等（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等）への加入や市外への転出により、本市の国民健康保険を脱退（資格を喪失）したにもかかわらず、そのまま本市の保険証を使って病院等を受診した場合、本来は、ほかの健康保険が負担しなければならない医療費を本市が支払うことになります。

そのため、間違って使用してしまった場合は、本市が負担した分の医療費を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

〈ポイント〉

社会保険等の加入日は？

- 社会保険等の資格が発生した日となります。
- × 社会保険等の「保険証」の交付を受けた日ではありません。

※社会保険等の保険証が交付されるまでに時間が掛かる場合があります。交付までの間に病院等を受診する場合は、勤務先で被保険者の証明書等を交付してもらい、受診してください。

忘れずに届け出をしましょう

3月から4月にかけては、住所の異動（転入・転出）や新しい職場に就職される方が増える時期です。

次の場合は届け出が必要ですので、忘れずに手続きをしてください。

|      | 届け出が必要な場合       | 持参するもの    |
|------|-----------------|-----------|
| 国保加入 | ほかの市町村から転入したとき  |           |
|      | ほかの健康保険をやめたとき   | 健保をやめた証明書 |
|      | 子どもが生まれたとき      | 保険証       |
| 国保脱退 | ほかの市町村へ転出したとき   | 保険証       |
|      | ほかの健康保険に加入したとき  | 国保と健保の保険証 |
|      | 加入者が死亡したとき      | 保険証       |
| その他  | 市内の住所が変わったとき    | 保険証       |
|      | 世帯主が変わったとき      | 保険証       |
|      | 世帯を分けたり一緒になったとき | 保険証       |
|      | 保険証を紛失したとき      | 本人を証明するもの |
|      | 退職者医療制度に該当するとき  | 保険証・年金証書  |

※国保（国民健康保険）、健保（ほかの健康保険）

問い合わせ先

本庁舎国保年金課 ☎1111 内2172